

## 旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する  
大切なお知らせ 第1号

## 町の区域と町名(案)

## を検討しています!!

平塚市では、訪ねやすく分かりやすいまちの実現を目指して、旭地区（※既に住居表示実施済みの日向岡1、2丁目を除く）の住居表示の実施を3つの区域に分け、第1～3次として行うことを予定しています。（次頁参照）

「旭地区第1次住居表示実施検討会」は、第1次住居表示実施地区の新しい町名及び町の区域を検討するために発足し、これまでに3回開催しています。

今後も3カ月に1回程度の開催を予定しており、令和2年度上半期に検討結果を案として取りまとめ、地域からの要望書として市長に提出することを目標に検討を進めています。

## 旭地区第1次住居表示実施検討会

**発足** : 平成30年12月

**目的** : 第1次住居表示実施区域（山下、高根、万田）における住居表示実施後の「町の区域及び町名」(案)について検討すること。

**構成** : 対象区域内の各自治会から推薦された委員（8名）

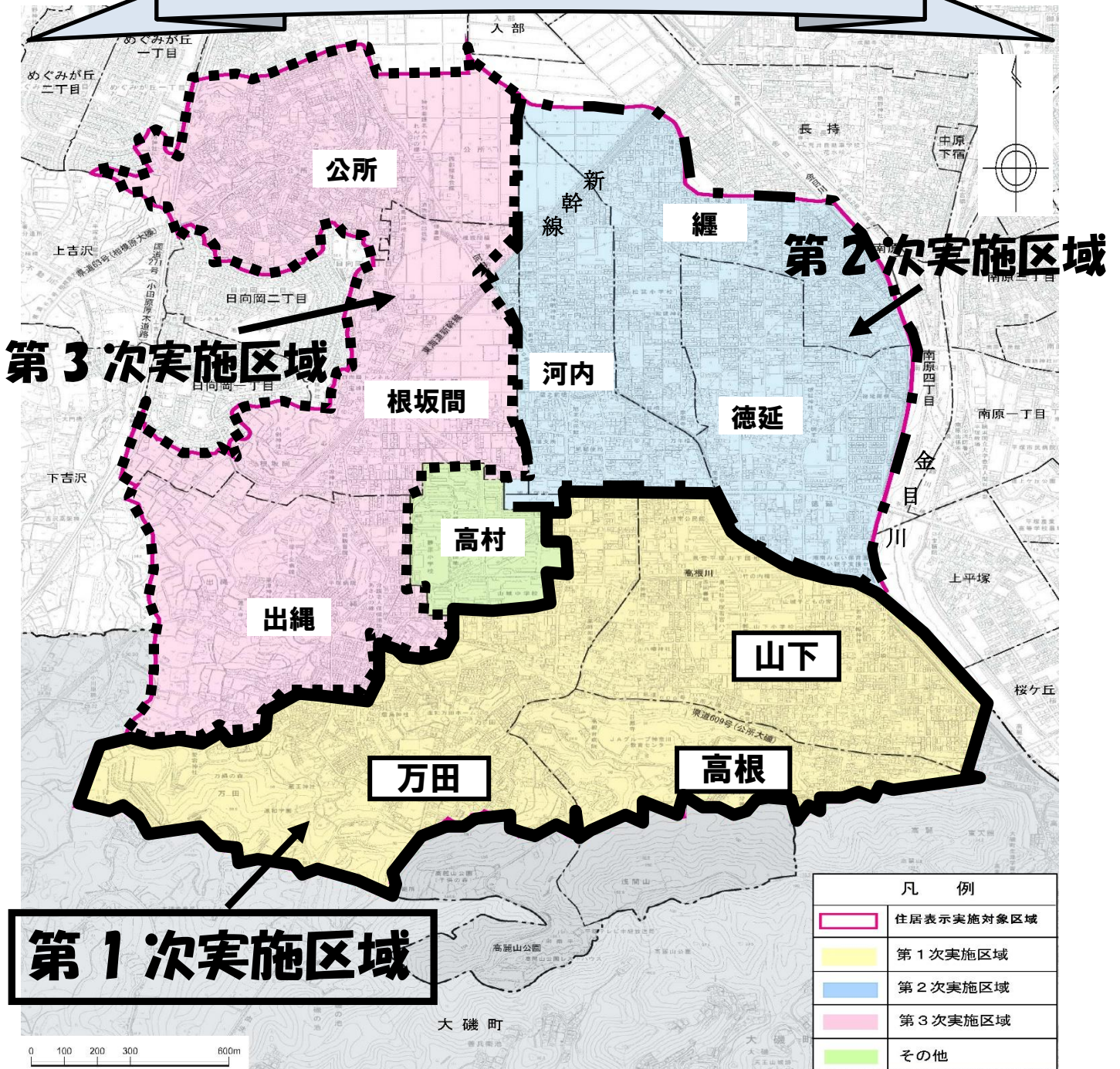
**開催場所** : 旭南公民館

**開催頻度** : 3ヶ月に1度程度

※次回（第4回）は9月20日（金）に開催する予定です。



# 住居表示実施区域



	大字名	実施時期（予定）
(旭地区) 第1次実施区域	山下 高根 万田	令和3年度末 (令和4年2月頃)
(旭地区) 第2次実施区域	徳延 纏 河内	令和6年度末
(旭地区) 第3次実施区域	根坂間 出縄 公所	令和9年度末

高村については、都市再生機構による平塚高村団地再生事業の今後の進捗状況により、住居表示実施時期を検討していきます。



## (住居表示実施後の) 町名 (案) について

本検討会では現在、住居表示実施後の町名（町の名前）について、検討しています。考え方としては、以下の3つです。

考え方	町名の例	過去に実施した町名
① 大字名+〇丁目	山下一丁目	真田一～四丁目 など
② 大字名+方角	東山下、山下東	西八幡一～四丁目 など
③ 大字名+小字名	山下寺下、山下根岸	なし

### ポイント

- 町の境界は、道路、河川、水路等の恒久的なものをもって設定します。
- 境界が入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、明確な境界線で区切ります。
- 1つの町の大きさは 10～33ha 程度です。

◎検討会では、①の考え方である「大字名+〇丁目」の付け方が、よいわかりやすいと考えています。

## 今後のスケジュール(予定)

年 度	内 容
令和元年度	<b>〇第1次住居表示実施検討会にて引き続き検討</b> ○住居表示審議会（市の附属機関）の開催 （諮問内容：住居表示の手続きに関すること） ○議会へ上程（議案内容：上記と同じ）
令和2年度	<b>○検討会から市長へ「町の区域及び町の区域」(案)における要望書を提出→上半期</b> ○住居表示審議会（市の附属機関）の開催 （諮問内容：町の区域、町名、実施期日等） ○議会へ上程（議案内容：町の区域、町名）
令和3年度	<b>○旭地区第1次住居表示実施(住所が新しくなります)</b> →令和4年2月頃

# 【住居表示】とは

住居表示とは、「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」のために実施するもので「住所を新しく振り直すこと」です。

住居表示未実施地区では、土地の「地番」を住所として使用しているため、隣同士でも番号が飛んでいたり、同番号が複数あったりします。このわかりにくさを解消するために、住居表示のルールを基に、新しい住所を付けます。

## 【例えば】

現在 平塚市山下〇〇〇番地 → 実施後 平塚市“新町名” △△番 □□号  
(※例えば、山下☆丁目)

## ☆住居表示の目的☆

- 規則正しく住所を付ける為、郵便物などの誤配・遅配が減少する。
- 初めて訪問した方にとって目的地が見つけやすい。
- 救急車などの緊急車両到着のスピードアップが期待できる。
- 現在地の特定が容易なので、防犯上有効となる。
- 電柱等に町名や地図が載っている街区表示板が取付けられるため  
現在地がわかりやすくなる。

## ～Q&A～

- Q) 住居表示の実施により住所が新しくなることで、自治会の区域を変更する必要はありますか？
- A) 住居表示と自治会の区域は連動しないため、変更する必要はありません。
- Q) 住居表示の実施により、本籍や登記簿上の土地の地番は変更になりますか？
- A) 本籍や土地の地番については、字名は変更(例:山下〇丁目)になりますが地番(土地の番号:〇〇〇番地の部分)については、変更されません。

## 住所変更後の手続きについて

- ◎ 行政が職権で変更できるもの(手続き不要)  
例 住民基本台帳などの公募類の住所欄、登記簿上の地番(字名のみ)
- ◎ 住民の皆さんが住所変更の手続きをする必要があるもの  
例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険 等

こちらの旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」については旭地区への第1次住居表示実施に向けて、今後定期的に発行・配布いたします。



詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和元年7月  
発行:旭地区第1次住居表示実施検討会  
事務局:平塚市都市整備課  
電話:21-8783(直通)  
23-1111(代表) 内線2114